

第六十七回
帝國議會
貴族院

刑法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

付託議案(追加)

刑事判決宣告猶豫ニ關スル法律案

小作調停法中改正法律案

司法保護法案

裁判所構成法中改正法律案

裁判所ノ廢止及設立ニ關スル法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

司法代書人法中改正法律案

辯護士法中改正法律案

公證人法中改正法律案

執達吏規則中改正法律案

執達吏手數料規則中改正法律案

民事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中改正法律案(衆第十八號)

刑事訴訟法中改正法律案(衆第十九號)

舊獨逸膠州租借地還付ニ關スル條約實施

ニ伴フ損失ノ補償ニ關スル法律案

昭和十年三月二十日(水曜日)午後四時十

三分開會

○委員長(木場貞長君) ソレデハ開會イタ

シマス、政府ノ御説明ヲ最初ニ伺ヒタイト

思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(木場貞長君) 案ハ澤山ニナツテ

確カ十七件ニナツテ居ルト思ヒマス、便宜合

併シタリ又ハ別々ニ御審議願フコトニ致シ

マスガ、先ヅ以テ裁判所構成法中改正法律

案ニ付キマシテ御説明ヲ願ヒマス

○國務大臣(小原直君) 本會議ニ於テ極メ

テ概略ノ説明ヲ申上ゲタノデアリマスガ、

更ニ敷衍シテ申述ベタイト存ジマス、今回

ノ裁判所構成法中改正法律案ノ主眼ハ、地

方裁判所ヲ民事地方裁判所ト刑事地方裁判

所トノ各獨立ノ裁判所ニ分離スルコトヲ得

ル途ヲ開イタ點ニアリマスガ、是ハ專ラ東

京地方裁判所ノ現狀ニ鑑ミマシテ、其必要

ヲ痛切ニ感じテ居ル次第デアリマス、最近

十箇年ノ東京地方裁判所ノ平均取扱件數ハ、

民刑合計一萬七千五百七十六件ニ達シ、而

モ事件ノ内容モ年ト共ニ複雑ヲ加ヘマシテ、

實ニ繁多ヲ極メテ居リマスコトハ各位御承

知ノ通りデアリマシテ、其處理ニ當ル職員

ノ數モ、判事第百三名、書記九十二名ノ多數

ニ上ボリ、更ニ其管下ノ東京及八王子區裁

判所ノ職員判事五十三名、書記九十三名ヲ

加ヘマスト、現在ノ如ク之ヲ一人ノ所長ノ

監督ノ下ニ置キマスコトハ其統制ノ全キヲ

期スル所以デハナイノデアリマス、事件ノ

増加ニ付キマシテハ職員ノ増加ヲ圖ルコト

ハ固ヨリ肝要デハアリマスガ、其監督統制

ニ意ヲ用ユルコトモ亦甚ダ大切デ、殊ニ東

京地方裁判所ハ申ス迄モナク中央衙デアリ

マシテ、事實上其執務ニ付テ範ヲ全國ニ示

ス必要ガアルノデアリマシテ、益以テ監督

統制ノ必要ヲ感ズルノデアリマス、此必要

ノ爲ニ即チ監督統制ノ全キヲ期スルガ爲ニ

ハ、職責ノ分野及事務ノ相違ニ從ヒマシテ、

之ヲ民刑各個ノ地方裁判所ニ分離シ、以テ

職員ヲシテ益、其機能ヲ發揮セシムルコト

ガ最モ適切ニシテ緊要ナルモノト考ヘマシ

テ、本案ヲ提出イタシマシタノデアリマス、

而モ偶、先年東京地方裁判所民事部廳舎新

築ノ計畫ガ成リマシテ、其落成モ目睫ノ間ニ

迫ツテ居ル今日ニ於テハ、最早到底遷延ヲ許

サザル事態ニ立至ツテ居ルノデアリマス、民

事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ分離セラ

ルル結果、判事ノ民事又ハ刑事ノ事務ニ固

定スルコトハ望マシクナイコトデアリマス

カラ、本案ニ於キマシテハ控訴院長ニ民刑

地方裁判所ノ判事ニ相互ニ代理ヲ命ズルコ

トガ出來ル途ヲ開イテ居ルノデアリマス、尙

ホ前述ノ如ク地方裁判所ガ分離イタシマシ

タ場合ニ、其管下ノ支部及區裁判所ニ對ス

ル司法行政ノ監督ノ權限及區裁判所ノ事務

分配ヲ定ムル等ノ權限ノ行使ニ付キマシテ

ハ、控訴院長自カラ之ヲ行ヒ、又ハ民事地

方裁判所長若クハ刑事地方裁判所長ヲ指定

シテ之ヲ行ハシムルコトト定メ、又民事地

方裁判所ニ關シテ檢事ノ關與ヲ必要トスル

場合ニハ、刑事地方裁判所ニ附置セラレテ

居ル檢事局ガ之ニ當ルコトト致シテ居ルノ

デアリマス、右ノ外檢事局ノ書記課ニ關ス

ル規定ヲ改メ、現ニ各檢事局ニハ必ズ書記

課ノ設ケラレテ居ル實情ニ徵シ、法制上モ

檢事局ノ書記課ヲ常設ノモノト致シ、大審

院檢事局ノ監督書記ヲ書記長ニ昇格セシメ

タル等、若干ノ改正ヲ本案ニ加ヘタノデア

リマス、東京地方裁判所ノ廢止竝ニ東京民

事地方裁判所及東京刑事地方裁判所ノ設立

ニ關スル法律案ト、管轄區域ニ關スル法律

案トハ裁判所構成法中改正法律案ト相俟ッ

テ前述ノ民刑地方裁判所ノ分離獨立ノ趣旨

ヲ達成シヤウトスルモノデアリマス、次ニ

司法代書人中……

○委員長(木場貞長君) チョット御待チ下

サイ、構成法ダケ……

○國務大臣(小原直君) 一緒ニ申上ゲタ方

ガ便宜ダト思ヒマスカラ……

○委員長(木場貞長君) ソレデヤ一緒ニ伺

フコトニ致シマス

○國務大臣(小原直君) 次ニ司法代書人法

中改正法律案外四件ノ改正ハ、裁判所構成

法ノ改正ニ伴フモノデアリマシテ、即チ辯

護士ニ於キマシテハ地方裁判所ガ民刑ノ各

裁判所ニ分離サレマシタ場合ニハ、辯護士

名簿ハ刑事地方裁判所ニ備ヘ置キ、之ニ登

録セラレタ辯護士ハ當然ニ民事及刑事雙方

ノ地方裁判所ノ所屬トナルコトトシ、更ニ

辯護士會ニ付テハ民事地方裁判所、刑事地

方裁判所毎ニ別々ニ之ヲ設立スルノ要ナ

ク、民刑各裁判所ハ管轄區域ヲ同ジクスル

ノデアリマスカラ、單ニ地方裁判所ノ管轄

區域毎ニ設立スベキコトト致シタノデアリ

マス、又公證人法及司法代書人法ニ於キマシ

テハ、民事地方裁判所及刑事地方裁判所ニ

分離セラレマシタ場合ニハ、公證人及司法

代書人ハ民事地方裁判所ノ所屬トナルコト

ヲ明シシ、更ニ執達吏規則及執達吏手數料

規則ニ於キマシテハ、同法中地方裁判所長

ノ行フベキ權限ハ、民事地方裁判所及刑事

地方裁判所アル場合ニハ控訴院長自カラ之

ヲ行フカ、又ハ民事地方裁判所長若クハ刑

事地方裁判所長ヲ指定シテ行ハシムルコト

ト致シタノデアリマス、以上要スルニ東京

地方裁判所ノ現狀ニ付テ痛切ニ必要ヲ感じ

テ居ル所デアリマシテ、何卒右御了承ノ上

速ニ御協賛ヲ切望イタス次第デアリマス

○委員長(木場貞長君) 御質疑ガアルナラ

バ……

○男爵徳川喜翰君 司法代書人法中改正法

律案ニ付キマシテ、衆議院デハ司法代書人

ト云フノ司法書士ト云フヤウニ修正可決

サレテ居ルヤウニ見受ケラレマスガ、之ニ

對シテ政府ハドウ云フ御贊否ノ御意見デア

リマセウカ

○國務大臣(小原直君) 司法代書人ノ名稱

ヲ司法書士ト變更スルコトニ付キマシテ

ハ、本案ノ外ニ議院提出案トシテ衆議院ノ

委員會ニ現ニ審議中デアアルデアリマス、

是ノ審議ニ當リマシテハ司法省トシテハ單

ニ司法代書人ノ名稱ヲ司法書士ト改ムルガ

如キ、名稱ノ變更ノミハ甚ダ穩當デナイト

云フコトト反對ヲ致シタノデアリマス、然

ルニ本法改正案ニ於キマシテハ單リ名稱ノ

ミナラズ、内容ニ付テノ改正ヲ提案イタシ

テ居リマスルノデ、只今申上ゲタヤウニ名

稱ノミヲ變ヘルノハ如何デアアルカト云フコ

トハ稍當ラナイヤウデアリマスガ、司法省

ト致シマシテハ此案ニ於キマシテモ、單ニ

司法代書人ノ名稱ヲ司法書士ト改ムルト云

フコトハ困ルト云フ程デモアリマセヌケレ

ドモ、此修正ニハ贊同ヲ致シ兼ネルノデア

リマス

○男爵徳川喜翰君 司法代書人ト云フ名稱

ト司法書士ト云フ名稱トノ間ニ於キマシ

テ、衆議院ガ斯ク修正スルノハドウ云フ理

由ガアルノデアリマセウカ、實ハ此委員會

ニ直グ出テ來タノデ、法律案ヲ能ク見テ居

リマセヌシ、未ダ向フノ速記録モ十分見マ

セヌノデ、司法代書人ト司法書士トノ間ニ

於ケル、イヅレ長短ガアルコトデゴザイマ

セウガ、司法書士トスレバドウ云フ彼等ニ

利益ナ點ガ増加スルノデアリマセウカ、其

點ヲチョット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 其點ハ衆議院ノ

委員會ニ於テ私カラ應答ヲ致シタ點デアリ

マスルカラ、私カラ徳川男爵ノ御質問ニ對

シテ御答イタシマス、司法代書人ハ御承知

ノ如ク都鄙、民間ヲ通ジ文字ノ無イ人、或

ハ女子デモ色ミチ届出等ニ對シテ代書ヲ致

シテ貰フト云フコトニ過ギナイ職業デア

ル、是等ノ人ハモウ多年代書人ノ方ヘ頼ン

デ來イトカ、頼マウト云フコトト使ヒ馴レ

テ居ッテ、能ク通俗的ニ世間並ニ分ッテ居ル

コトデゴザイマス、ソレヲ司法書士ト改メ

ルト言ヘバ、チョット俗耳ニ入り難イ不便ガ

アルノデゴザイマス、ソレデ衆議院ノ委員

會ニ於キマシテ議院提案ノ法律案デ名稱ダ

ケラ變更スルト云フ法律案ガ出マシテ、先

程大臣ガ述ベラレマシタガ如ク、唯法律案

ノ其法律ノ名題ダケヲ直スト云フコトハ内

容ノ伴ハナイモノデアッテ、唯名儀ダケノ問

題デアアルカラ、強ヒテドウモ反對スルコト

モナイデヤナイカトモ考ヘマシタノデス

ガ、結局同意ハ致シ兼ネル、斯ウ云フ答辯

ヲ致シテ居リマス、ソレカラ序デデアリマス

ガ、イヅレ衆議院ヲ通過シテ當委員會ヘ御

付託ニナルコトト思ヒマスガ、公證人法中

改正法律案ト云フモノヲ此次ノ衆議院ノ本

會議ニ懸カルト思ッテ居リマスガ、矢張り同

一ノ委員會ニ於テ是モ矢張り公證士ト改メ

タイ、斯ウ云フ改正案ガアリマス、其方ニ

ハ實ハ贊成ヲ致シタノデゴザイマス、是ハ

内容モ伴ウテ居ル法律案デアリマシテ、其

序デニ名稱ヲ變ヘタイト云フ希望デアリマ

シテ、其名稱ニ付キマシテハ御承知ノ通り

辯護士、辨理士、計理士ト云フヤウナ名前

ノ御手本ガ出テ居リマスルシ、又代書人ト

ハ異ッテ公證人ノ地位ヲ考ヘマシタナラバ、

矢張り此士ト云フ名前ヲ希望スルナラバ、サウ云フ方ニ賛成シテモ差支ナイト思フテ其方ニ賛成イタシテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ次第デアリマシテ特ニ司法書士ト云フコトニ改正シナケバレナラナイト云フ理由モ見當ツテ居リマセヌノデ、強ヒテ反對スル事柄デモナイヤウデアリマスルケレドモ、結局ハ先程大臣ガ答辯セラレタ如ク現状ノ儘デ宜シイデヤナイカ、斯ウ云フコトニ致シテ居リマス

○委員長(木場貞長君) 今ノ案ニ付キマシテハ……

○男爵徳川喜翰君 モウ一ツ政府委員カラ伺ヘレバ宜シイト思ヒマスガ、裁判所構成法ノ改正ニ依リマシテ、東京ノ一地方裁判所ガ廢止ニナリ、代ツテ二地方裁判所ガ出來ル譯デアリマスガ、是ニ付テハ判檢事ハ増員シナイノデスカ、又増員イタシマスレバドノ位ノ人數デゴザイマセウカ

○國務大臣(小原直君) 此改正案ハ現今ノ東京地方裁判所ガ職員ガ多ク事務ガ複雑デアリマスルガ爲ニ、之ヲ二ツニ分ケテ監督、統制ヲ全カシラメヤウト云フニ過ギナイノデアリマスカラ、現今ノ情況ニ於キマシテハ各、之ヲ民事地方裁判所、刑事地方裁判所ノ二ツニ分ケテ、其所長ガ一名殖エル外ニ

若干書記ヲ増員イタシマスルガ、判事、檢事等ニ付キマシテハ何等ノ増員ヲ計畫シテ居ラヌノデアリマス

○委員長(木場貞長君) モウ御質問ゴザイマセヌデセウカ……、チヨット私カラ伺ヒマスガ、サウスルト公證人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナル、ソレカラ代書人ノ方ハ士ト云フコトヲ御認メニナラナイト云フ點ニ付キマシテ同ジ時ニ出テ居ルノデアリマスガ、代書人ノ方ハ實質的ニ御反對ナノデアルカ、マア代書人ト云フテ今迄來テ居ルノデアルカラ、殊更法律デソレヲ認メル必要ハ無イト云フダケノ意味デスカ、ソコヲチヨット伺ヒタイ

○政府委員(原夫次郎君) 只今御尋ノ後段ノ御意見ニ歸著スルノデアリマスルガ、公證人ノコトハマダ實ハ申ス場合デナイカモ知レマセヌケレドモ御答ヘシマス、現ニ政府提出ノ公證人法中ノ改正法律案モアリマスノデ、衆議院ニ於キマシテ公證人ノ方ハ其儘ニ改正ラシナイデ本院ニ送付ヲ致シ、唯司法代書人ノ方ダケヲ改正ヲ致シテ居リマスル關係上私ハ公證人ノコトヲ申述ベタノデアリマス、尙ホ公證人法ノ改正法案ガ十分デアリマスルカラ申述ベテ置イタノ

○委員長(木場貞長君) 重ネテ御尋ニスルガ、サウ致シマスルト、此名稱ヲ他日變ヘルヤウナコトガアル時ハ、御同意ニナル豫定デ今日ハ認メテ宜イト云フコトニナル譯デスカ、此代書士ノコトデスカ、唯名稱ノ改正ダケニ過ギナイカラ反對ダト仰ツシヤルノハ、序デガナイノニ殊更ニ斯ウ云フ法律ヲ出サレルト云フノハ不同意ト云フ意味ニナルノデスカ、實質的ニ司法代書人ト云フモノハ、代書士トスルノニハ不適當ト云フコトニナルノデゴザイマスカ

○政府委員(原夫次郎君) 御答イタシマスガ、司法代書人ヲ司法書士ト名前ヲ改メルト云フコトノ理由ヲ發見イタシマセヌ、言葉ヲ換ヘテ申シマシタナラバ、從來使ヒ慣ラシテ居ル代書人ノ名前ハ、代書人ノ仕事ニ對シテハ相應シイ名前デヤナイカ、書士ト變ヘナケレバナラヌト云フ理由ハ、只今

ノ所デハ政府ニ於キマシテハ結局賛成ヲ致シテ居リマセヌ、併シ未來ハドウ云フ風ニナルカ分リマセヌケレドモ、只今ノ所デハ此改正スベキダケノ賛成意見ハ持合セテ居ナイ、斯ウ云フノデアリマス

○仁井田益太郎君 政府委員ニ伺ヒタイガ、前項ニ定メタル檢事ノ權限ハトアリマスガ、是ハ少シ私ハ狹過ぎハシナイカト思ヒマス、御承知ノ通り民事訴訟ニ於テ檢事ガ當事者トナル場合ガアル、其場合ニ此文字デハ却テ狹キニ失シテ拔ケルコトガアル、斯ウ云フ規定ガナイト當該民事裁判所ノ民事ニ付テハ、今ノ民事訴訟ナドニ付テハ、其管轄區域ヲ同ジクスル裁判所ノ檢事局ノ檢事ガ行フト云フコトハ是ハ當然ダト云フコトハ出來マスガ、斯ウ云フ場合ニ限定サレテシマフト、其民事地方裁判或ニ起ル民事訴訟ニ付テ、檢事ガ當事者トナル場合ハ拔ケテシマフ、デスカラ是ハドウゾ一ツ御考慮ヲ願ヒタイト私ハ思フ、改メテ修正案ヲ提出スルコトモアリマセヌガ、是デハ却テ狹キニ失スル、民事訴訟ノ場合ニ檢事ガ當事者トナル場合ハマルデ拔ケテシマフ

○政府委員(大森洪太君) 只今ノ御意見デアリマスガ、私共ノ考ト致シマシテハ、御指摘ノ場合ニモ矢張り六條ノ第一項ニ包含

スルモノト解シマシテ、從ヒマシテ此改正ニ依リマシテ御指摘ノ場合モ包含スルモノト考ヘテ居リマス

○仁井田益太郎君 是ハサウ云フ御意見デアレバ、民事訴訟ニ於テ必要ト認メル時ハ通知ヲ求メ其意見ヲ述ブルコトヲ得、斯ウ云フコトガ民事ニナツテ居リマスネ、第一項ハ民事訴訟ノ當事者トナル訴訟ノ相手方トナルベキ場合ハ入ッテ居ヌノデス

○政府委員(大森洪太君) 或ハ見解ノ相違ニナルカモ知レマセヌガ、私共ハ此六條第一項ノ後段デゴザイマスネ、最後ノ部分ニ御指摘ノ場合ガアルト從來解釋シテ居リマス

○仁井田益太郎君 私モ或ハサウデアラウト思ヒマスガ、司法及行政事件ニ付キ公益ノ代表者トシテ法律上其職權ニ屬スル監督事務ヲ行フトアル、民事訴訟ニ於テ當事者ノ相手方ニナル公益ノ代表者トシテ法律上其職權ニ屬スル監督事務ヲ行フト云フコトガ言ヘマスカネ

○政府委員(大森洪太君) 構成法第六條第一項ノ文字ガ稍、狭キニ失スル、斯ウ云フ御説ハ御尤ノヤウニモ考ヘマスケレドモ、從來是ガ矢張り民事訴訟法ノ當事者ニナル場合、斯ウ云フ工合ニ解シ續ケテ居ルノデア

リマス
○仁井田益太郎君 其解釋ヲシテ居ルナラバ誤リデ、此際斯ウ云フヤウニ改メラレマシタナラバ……餘リニ斯ウ云フ制限的ナ文字ヲ用キズニ、モウ少シ此處ヲボカシタラドウカ、監督事務ヲ行フト云フヤウナコトニナツテ居ルノデスネ

○政府委員(大森洪太君) 今日此裁判所構成法ヲ改正イタシマシタノハ、只今大臣ヨリ提案ノ理由トシテ御述べニナリマシタ、此必要ノ限度デ改正ヲスル積リデアリマシテ、我ミノ從來ノ考ガ假ニ正シイトシテノ問題デアリマスケレドモ、從來左様ニ解シテ居ルノデアリマスカラ、其解釋ノ問題ニ關スル限り別ニ變更シナイ、必要ノ限度ノ改正ダケト、斯ウ云フ趣旨デ第六條ヲ改メ

○仁井田益太郎君 ケレドモ、必要ナ改正ナラ矢張り之ニ關聯シテ改メラレルノガ宜シイデアリマセヌカ、マルデ第六條ノ第一項ハ權限ニナルデヤアリマセヌカ、ソレハマア今迄ヤツテ來タト云ヘバ格別デアリマスケレドモ、無理ガアルト云フコトハ御認メニナルダラウト思フノデアリマス、デスカラ此文字ヲモウ少シ何トカボカシヤウガアラウト私ハ思フノデアリマス、或ハ是

○委員長(木場貞長君) 討論ニナリハシマセヌカ、意見ノ相違デヤアリマセヌカ
○仁井田益太郎君 同時ニ意見ニナツテモ一向差支ナイデヤナイデスカ
○委員長(木場貞長君) 大分御意見ノ交換ガアツクヤウデアリマスカラ、好イ加減ナ所デ此場合……

○子爵濱尾四郎君 サッキノ司法代書人ノ件デスカ、私ニハドウモ一向能ク分ラナイ、政府ハ一體之ニ反對ヲシテ居ラシヤルノデアルカ、或ハ強ヒテ反對シナイケレドモ不同意ダト仰シヤルノデアルカ、先程大臣ノ御説明ニナツクニハ、立法トシテ一ツノ文字ヲ變ヘルト云フコトハ穩カデナイ、併ナガラ内容ガ附隨シテ來タカラ云々ト云フ御言葉ガアツクヤウニ思フ、ソレカラシテ原政府委員ノ御答ハ少シクドウモ違フヤウニ思フノデアリマスケレドモ、是ハ委員長ニ御願ヒ致シマスガ、場合ニ依ツテ速記ヲ止メテチヨット懇談デハッキリ伺ツタ方ガ宜クハナイカト思ヒマスガ如何デセウ

○委員長(木場貞長君) チヨット速記ヲ止

ガナケレバ、當然ナコトデヤナイカト斯ウ云フ解釋モ出來マスケレドモ、前項ニ定メテアル檢事ノ權限ト限定シテアルモノデスカラネ……

○委員長(木場貞長君) 討論ニナリハシマセヌカ、意見ノ相違デヤアリマセヌカ
○仁井田益太郎君 同時ニ意見ニナツテモ一向差支ナイデヤナイデスカ
○委員長(木場貞長君) 大分御意見ノ交換ガアツクヤウデアリマスカラ、好イ加減ナ所デ此場合……

○子爵濱尾四郎君 サッキノ司法代書人ノ件デスカ、私ニハドウモ一向能ク分ラナイ、政府ハ一體之ニ反對ヲシテ居ラシヤルノデアルカ、或ハ強ヒテ反對シナイケレドモ不同意ダト仰シヤルノデアルカ、先程大臣ノ御説明ニナツクニハ、立法トシテ一ツノ文字ヲ變ヘルト云フコトハ穩カデナイ、併ナガラ内容ガ附隨シテ來タカラ云々ト云フ御言葉ガアツクヤウニ思フ、ソレカラシテ原政府委員ノ御答ハ少シクドウモ違フヤウニ思フノデアリマスケレドモ、是ハ委員長ニ御願ヒ致シマスガ、場合ニ依ツテ速記ヲ止メテチヨット懇談デハッキリ伺ツタ方ガ宜クハナイカト思ヒマスガ如何デセウ

○委員長(木場貞長君) チヨット速記ヲ止

メマス
午後四時四十一分速記中止
午後四時五十八分速記開始

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

○委員長(木場貞長君) 速記ヲ始メマス、ソレデハ今ノ諸案ニ付テハモウ御質問ハナイデセウネ、ソレデヤ民事訴訟法中改正法律案ニ移リマス
○國務大臣(小原直君) 民事訴訟法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、本案ノ趣旨ニ付キマシテハ本會議ニ於テ概要御説明申上ゲタノデアリマスガ、今少シク敷衍シテ申述べテ見タイト思ヒマス、今回提案ノ要點ハ大體二點デアリマス、現行民事訴訟法第五百七十條第一項第二號ニ於テ債務者及其家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭ヲ差押フルコトヲ得ザルモノトシテ居リマスノヲ、三箇月間ノ食料及薪炭ニ擴張イタシマシタルコトガ其第一點デアリマス、此改正ハ舊ニ農業者ノミナラズ一般債務者ニモ適用セラルルモノデアリマスガ、事實ハ收穫物ヲ多ク貯藏スル農業者ガ、最モ此保護ヲ受ケルコトニナルデアラウト考ヘルノデアリマシテ、農業者ノ窮狀緩和ニ資スルモノト存ズルノデアリマス、次ニ本案ニ於テハ第五百七十條ノ二ト云フ規定ヲ新設イタシマシテ、一般ニ債務者ガ差押ニ

因リ生活上回復スベカラザル窮迫ノ状態ニ

陥ル恐ノアル場合ニ、裁判ニ依ツテ民事訴訟

法第五百七十條列擧ノ差押禁止物ノ外ニ、

更ニ必要ナル限度ニ於テ差押ヲ爲スベカラ

ザル財産ヲ定メル途ヲ開イタノデアリマシ

テ、之ガ改正ノ第二點デアリマス、之ニ依

リマシテ前述ノ三箇月間ノ食料等ノ保護ノ

ミヲ以テシテハ不十分ト認メラルル場合

ニ、適當ニ其範圍ヲ擴張スルコトガ出來ル

コトニナルノミナラズ、農業者ニ限ラズ一

般ニ債務者ニ付テ適用スル趣旨デアリマ

ス、之ヲ要スルニ本改正案ハ金錢債權ニ基

ク強制執行ニ付キ、債務者ノ有體動産中差

押禁止ノ範圍ヲ擴張シタモノデアリマス

ガ、有體動産ニ關スル差押ノ件數ハ最近十

箇年間ノ平均ニ於テ、二十九萬八千五件ノ

多數ニ上ボリ、最近十箇年間ノ金錢債權ニ

基ク強制執行ノ總平均數三十一萬九千四件

ニ對スル九割強ヲ占メテ居ルノデアリマス

ルカラ、本改正法律ヲ適當ニ運用スルナラ

バ、生活ノ窮狀ニ惱ンデ居ル農業者等ノ生

活ノ安定ニ相當ノ效果ヲ齎スコトガ出來ル

モノト信ジテ居ルノデアリマス、此意味ニ

於キマシテ、速ニ御協賛ヲ給ハラムコトヲ

切望スル次第デアリマス

○委員長(木場貞長君) 御質問ゴザイマセ

ヌカ

○男爵徳川喜翰君 如何デセウカ、此法律

案ハ、今日此委員會ニ付託セラレマシタノ

デマダ御覽ニナツテ居ナイ方モ居リマセ

ウシ、ドウセ本委員會ハ今日一日デハ濟マ

ナイト思ヒマスカラ、明後日更ニ御開キ願

ヒマシテ、色々御質問ナサルコトニ致スヤ

ウニ、御取計ヒテ願ツテハ如何デスカ

○委員長(木場貞長君) 御異議ゴザイマセ

ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(木場貞長君) ソレデハ今日ハ此

程度デ散會イタシマス、次ハ二十二日午前

十時ニ開クコトニ致シマス

午後五時三分散會

出席者左ノ如シ

委員長 木場 貞長君

副委員長 男爵徳川 喜翰君

委員 子爵濱尾 四郎君

仁井田益太郎君

男爵本多 政樹君

國務大臣

司法大臣 小原 直君

政府委員

大藏書記官 松隈 秀雄君

司法政務次官 原 夫次郎君

司法參與官 子爵舟橋 清賢君

司法省民事局長 大森 洪太君

司法書記官 黒川 涉君

昭和十年三月二十日印刷

昭和十年三月二十一日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局